

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部農山村課

法令名	農業振興地域の整備に関する法律	法令の番号	昭和44年法律第58号						
許認可等の種類	農用地区域内における開発行為の許可	根拠条項	第15条の2第1項						
審査基準	<p>農用地区域内における開発行為の許可については、法第15条の2に基づき許可する。                  なお、標準処理期間については、実績がないので、該当事例が生じた場合、直ちに定める予定である。</p>								
	受付 機関	各市町担当部 局	処理 機関	農山村課	交付 機関	農山村課	標準処理期間	一日	目次
							標準経由期間	一日	NO